

元女性国税専門官からのひとこと～日本の国際相続税～

海外在住でも日本の相続税はかかるのか？

相続の際に海外に在住している、もしくは海外の資産を相続することになったなど、日本以外の国と関連した遺産相続が発生する場合、日本の相続税がかかるのかの判定は、二つあります。基本的に「資産はどこにあるか」と「相続人・被相続人がどこに何年住んでいるか」の2つのポイントで判断します。

日本国内の財産には、すべて日本の相続税が課税される

日本国内の財産を相続する場合は、もれなく日本の相続税が課税されます。被相続人・相続人の一方が海外居住、または両者海外居住のいずれかの場合も「相続する財産が日本国内にある」のであれば日本の税制が適用されるのです。このため、たとえば相続財産に日本国内の不動産などが含まれているのなら、国籍や居住地を問わず日本の税務署で相続手続きをして、日本に相続税を納付しなければいけません。

海外資産への課税は「居住地」や「移住時期」が判定基準

では海外に資産がある場合、日本の税制は適用されるのでしょうか。これには「居住地」と「移住時期（年数）」を押さえておく必要があります。

まず居住地ですが、被相続人・相続人のいずれかが日本国内に住んでいる場合、海外に資産があっても日本の税制が適用され相続税の納付が必要です。ただし、被相続人・相続人の両方が海外で暮らしている場合は「海外資産に課税されないケース」もあります。このケースには移住時期（年数）が関係します。

被相続人・相続人の両者が海外に移住して10年以上経っている場合は、海外にある資産については日本の税制は適用されません。一方、被相続人・相続人いずれかの移住年数が10年未満の場合は海外資産にも日本の税制が適用されます。

たとえば相続税の課税を逃れるために出国し、資産を海外のものだけにしたとしても、被相続人・相続人の海外での居住年数によっては日本の税制が適用されるのです。

被相続人 \ 相続人		相続時に国内住所あり	相続時に国内住所なし	
			日本国籍あり	日本国籍なし
相続時に国内住所あり		国内・海外財産 (無制限納税義務者)		
相続時に国内住所なし	10年以内に住所あり			
	10年以内に住所なし	国内財産のみ 国内財産のみ		

結論は、相続時に被相続人が10年以上国内に住所を持たない非居住者であり、かつ相続人も10年以上国内に住所を持たないか、住所を持たず日本国籍も持たない場合のみ、日本国内にある財産のみ課税（海外にある資産は課税されない）となります。

日本国籍を持つ親子が海外へ移住したあと、相続が発生した場合

被相続人・相続人のどちらも海外に移住し、さらに財産のほとんどを海外に移していた場合は、日本で相続税は発生するのでしょうか。これは相続税が「①課税されるケース」と「②課税されないケース」に分かれます。

① 日本の相続税が課税されるケース

これは日本国籍を持つ被相続人・相続人のいずれか 1 人でも「相続発生日前 10 年以内に日本に住所を有していた場合」は、海外にある資産にも相続税がかかります。たとえば親子であれば、子どもが 1 人とは限りませんので、相続人になった複数人の子のうち誰か 1 人がずっと日本に居住している場合などはこのケースに当たります。

② 日本の相続税が課税されないケース

一方で、被相続人・相続人のいずれも日本国籍だが海外在住しており、相続発生前 10 年以内に日本に住所を有していなかったのであれば、課税対象は日本国内の資産のみとなります。

海外在住だった親から、日本国籍を持たない子が相続する場合

仕事の関係上、夫婦 2 人で海外へ転勤している方も多いことでしょう。海外移住後に子どもが生まれ、その相続人である子が日本国籍を持っていない場合、被相続人である親が海外在住かつ相続発生前 10 年以内に日本に住所を有していなかったのであれば、課税対象は日本国内の財産のみとなります。日本国籍を持たない方については、以前は一律で国内財産のみの課税となっていましたが、法改正によって納税義務の範囲が広がり、条件によって国外財産についてもその対象となりました。

海外資産の相続は「外国税額控除」が適用できるか

海外の資産にも相続税がかかった場合、日本と海外双方における遺産相続で二重に税金がかかってしまうこともあり得ます。そういった場合に活用できる制度として**外国税額控除**があります。原則として相続や遺贈によって海外資産を取得し、それに対して、外国の相続税が課税された場合に、外国税額控除は適用されます。

外国税額控除が適用された場合、控除額は、次のいずれか少ない方の金額です。

- 外国で納付した相続税の金額
- 日本での相続税額 × (海外にある相続財産額の合計 ÷ 相続人の相続財産額の合計)